

## 台風・津波対策実施要領

平成 17 年 3 月 13 日	制定
平成 22 年 6 月 23 日	一部改正
平成 26 年 7 月 30 日	一部改正
平成 27 年 7 月 8 日	一部改正
平成 28 年 7 月 1 日	一部改正
令和 2 年 9 月 1 日	一部改正
令和 4 年 9 月 16 日	一部改正

協議会会長は、台風等の来襲が予想される場合には、事前に協議して決定した下記事項及び港長の指示・勧告等を、別紙「柳井港及び付近海域台風・津波対策連絡系統図」により伝達する。

協議会会員は、「人命の安全を第一」として関係船舶に周知し、自社等で定めている安全運航マニュアル・運航管理規程等に基づき十分な対策の実施を促すとともに、情報交換し応援協力体制を強化するものとする。

### 1 台風対策

#### (1) 警戒態勢発動の基準

警戒態勢発動の基準は次のとおりとする。

##### 第一警戒態勢

台風の予想進路から、発動時期が土・日・祝祭日・夜間等になると予想される場合には、作業人員の確保及び避難準備作業の内容等を考慮し、予告した後に発動することがある。

##### イ 事前警戒態勢

原則として、最大風速 40 m/s の暴風域を伴う勢力に発達又は発達する可能性がある台風が山口県東部に接近する恐れがあると判断される場合において、同台風の強風域（風速 15 m/s 以上）となる 24 時間以上前。

##### ロ 通常警戒態勢

原則として、台風の強風域（風速 15 m/s 以上）が山口県東部に入った時から、同県東部を台風の強風域（風速 15 m/s 以上）が出るまでの間とする。

但し、同県東部が台風の強風域（風速 15 m/s 以上）から出た後も台風の強い吹き返しが見込まれる場合は、風速等を考慮したうえで判断する。

## 第二警戒態勢

原則として、台風が山口県東部を直撃する恐れが極めて高い場合又は柳井港及び付近海域が重大な影響を被ると判断される場合。

なお、台風の予想進路から、発動時期が土・日・祝祭日・夜間等になると予想される場合には、作業人員の確保及び避難準備作業の内容等を考慮し、予告した後に発動することがある。

## (2) 警戒態勢の措置

### 第一警戒態勢

① 事前警戒態勢が発動された場合、会員は関係船舶等に対し、次の事項を通知、指導するものとする。

各船船長は台風の動向に留意し、気象海象状況を把握するとともに、荒天準備及び船舶代理店等関係者との連絡を密にし、十分余裕のある時期に台風の影響の少ない他の海域への避難を開始するなど早めの避難行動に努めること。

② 通常警戒態勢が発動された場合、会員は関係船舶等に対し、次の各号を通知、指導するものとする。

イ 台風の動向に留意し、気象海象状況を把握するとともに、荒天準備及び船舶代理店等関係者との連絡を密にし、必要に応じ避難できる態勢を確保すること。

ロ 安全管理規定及び運航基準を厳守すること。

ハ 荷役作業中又は荷役準備作業中の船舶は、早急に荷役を完了するか、緊急を要する場合以外は荷役を見合わせる事。

ニ 工事現場においては、船舶の作業を一時中止し、荒天準備を行い資器材の流出防止措置を講じ、作業船は早急に避難を開始すること。

### 第二警戒態勢

第二警戒態勢が発動された場合、会員は関係船舶等に対し、次の各号を通知するものとする。

イ 港内在泊中の危険物積載船及び総トン数1,000トン以上の船舶は、原則として、速やかに港外の安全な場所に避難すること。

避難に応じられない船舶を認めるときは、当該船舶の船種、船名、国籍、総トン数、停泊場所及び避難に応じられない理由を柳井海上保安署に直ちに通報すること。

ロ 荷役中の船舶は、直ちに荷役を中止し、安全な場所に避難すること。

- ハ 港内で避難する船舶は、水深が十分あり、風浪が低減される島影等安全な場所に避難すること。
- ニ 工事資器材流出防止のための監視体制を強化すること。

## 2 発達した低気圧対策

### (1) 警戒態勢発動の基準

警戒態勢発動の基準は次のとおりとする。

第一警戒態勢及び第二警戒態勢、台風対策の発動基準を準用し、同項中の「台風」を「発達した低気圧」と読み替えるものとする。

### (2) 警戒態勢の措置

台風対策における警戒対策の措置を準用し、同項中の「台風」を「発達した低気圧」と読み替えるものとする。

## 3 津波対策

### (1) 情報の入手及び伝達

- イ 地震による揺れを感じた場合、揺れの大小に関わらず、気象庁から発表される津波警報等の有無を確認し、継続して情報を得ること。
- ロ 船舶は、国際VHFの常時聴取に努める。
- ハ 会員は、津波に伴う被災により、停電や電話回線の混雑等のため通信手段が使用できなくなることを想定し、連絡伝達手段の多重化を図ること。
- ニ 外国人船員に対しても、正確な情報伝達が確実に行われるように対策を講じること。

### (2) 警戒態勢発動の基準

警戒態勢発動の基準は次のとおりとする。

#### 第一警戒態勢

気象庁から津波予報区「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表された場合に発動する。

#### 第二警戒態勢

気象庁から津波予報区「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報又は大津波警報が発表された場合に発動する。

### (3) 警戒態勢の措置

船舶は警戒態勢発動後、別表船舶対応表により対応する。

なお、船舶対応表は標準的なものであり、対応にあつては人命の安全を第一とし、時間的余裕のある範囲で措置を講ずること。

## 第一警戒態勢

第一警戒態勢が発動された場合は、会員は、関係船舶等に対し、次の各号を通知するものとする。

### ① 大型船・中型船（漁船を含む）の場合

- イ 港内着岸中の一般船舶および危険物積載船舶は、荷役、工事作業を中止し、乗組員を待機させ、陸上機関との情報連絡を密にし、状況に応じ係留索・防舷物を強化するか、又は直ちに運航できる体制を確立し必要に応じ港外の安全な場所に避難すること。
- ロ 錨泊船は、作業を中止し、港内避泊をすること。場合によっては、港外退避すること。
- ハ 航行船は、港外へ退避すること。

### ② 小型船（プレジャー・小型漁船）の場合

- イ 港内着岸中の小型船は、陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難すること。
- ロ 航行中、錨泊中の小型船は、着岸のうえ陸揚げ固縛又は係留強化の後、陸上避難又は港外退避すること。
- ハ 工事作業関係者は、工事作業資器材海上の流出防止措置をとること。

## 第二警戒態勢

第二警戒態勢が発動された場合は、会員は、関係船舶等に対し、次の各号を通知するものとする。

### ① 大型船・中型船（漁船を含む）の場合

- イ 港内航行中の船舶は、時間的余裕が有る場合には、港外の安全な場所に避難し、時間的余裕の無い場合には、港内避泊すること。
- ロ 港内錨泊中の船舶は、作業を中止し、時間的余裕の有る場合には、港外避難し、時間的余裕の無い場合には、錨泊監視を強化すること。
- ハ 港内着岸中の船舶は、作業を中止し、時間的余裕の有る場合には港外の安全な場所に避難すること。時間的余裕の無い場合には、係留避泊すること。また乗組員は陸上の安全な場所に避難すること。

### ② 小型船（プレジャー・小型漁船）の場合

- イ 港内着岸中の小型船舶は、時間的余裕の有る場合には、陸揚げ固縛または、係留強化の後陸上避難すること。時間的余裕の無い場合には、直ちに陸上避難すること。

- 港内航行中、錨泊中の小型船舶は、時間的余裕の有る場合には、着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難すること。時間的余裕の無い場合には、着岸後直ちに陸上避難すること。

#### (4) 遠地津波

気象庁から津波予報区「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報・津波警報が発令された場合であって、津波到達予想時刻に時間的余裕のある場合は、協議会に諮り警戒態勢の発動時期について協議する。

#### (5) みなし規定

会員は、気象庁からの津波注意報、津波警報又は大津波警報の発令を認知した場合は、港長から警戒態勢の発動があったものとみなし措置するものとする。

### 4 警戒態勢発動・解除及び伝達

警戒態勢の発動・解除は、港長から発出することとし、伝達は

- (1) 連絡系統図によるFAX一斉同報通知
- (2) インターネット（広島海上保安部のホームページ）
- (3) 巡視艇等による広報

により行う。